別 記 第 1

給 料 表	職員
行政職給料表(一)	基準となる職務が課長の職務若しくは管理官の
	職務の職又はこれらに相当する職にある者
公安職給料表	基準となる職務が指定管理官の職務若しくは指
	定課長の職務若しくは管理官の職務若しくは課
	長の職務の職又はこれらに相当する職にある者
医療職給料表(一)	基準となる職務が医長の職務の職又はこれに相
	当する職にある者
医療職給料表(二)	基準となる職務が課長の職務の職又はこれに相
	当する職にある者
医療職給料表(三)	基準となる職務が課長の職務の職又はこれに相
	当する職にある者
教育職給料表	職務の級が5級又は6級の適用を受ける者

別 記 第 2

給 料 表	職員
行政職給料表(一)	職務の級が5級の適用を受ける者
公安職給料表	職務の級が9級の適用を受ける者
医療職給料表(一)	基準となる職務が部長の職務の職又はこれに相 当する職にある者